

第21回岐阜地方裁判所委員会・第20回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年5月31日（金）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜地方家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

（地裁委員会委員）

安藤裕子，井上久朗，大西直樹，岡本達明，北川住江，田澤博司，裁成人，三好忠博，山田秀樹（五十音順，敬称略）

（家裁委員会委員）

足立佳代子，安藤裕子，生貝由香里，上田日出子，倉家伸二，齋藤淳子，杉原朱美，寺本和佳子，橋本治，藤澤眞一（五十音順，敬称略）

（ゲストスピーカー）

岐阜県弁護士会所属弁護士 武藤玲央奈（敬称略）

（地裁委員会事務担当者）

民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

（家裁委員会事務担当者）

長尾崇裁判官，次席家庭裁判所調査官，首席書記官，訟廷管理官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 新委員の紹介（自己紹介）

（地裁委員会） 井上久朗委員，大西直樹委員，岡本達明委員

（家裁委員会） 生貝由香里委員，橋本治委員

(2) 委員長あいさつ

(3) ゲストスピーカーによる説明及び裁判所における法教育の取組に関する説明及び意見交換

法教育の取組について武藤玲央奈弁護士から説明をいただいた後，裁判所における法教育の取組について説明し，意見交換を行った。意見交換の概要は別紙記載のとおり

(4) 次回の意見交換の主なテーマについて

(地裁委員会) 「労働審判制度について」

(家裁委員会) 「家事事件手続法下における家事調停の運営について」

(5) 次回期日

(地裁委員会) 平成25年11月13日(水) 午後1時30分

(家裁委員会) 平成25年11月15日(金) 午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨

「裁判所における法教育の取組について」

(A委員) 私どもの団体も青少年育成事業を行っており、今年は小学生を対象にした職業体験を開催するが、反響が大きく、子供に実体験をさせたいという親のニーズが高まっているということを実感した。そういう状況の中で、裁判所の実際の法廷で模擬裁判を体験する機会を提供することは、今の社会から求められていることであり、子供たちにとっても良い機会ではないかと思う。

(B委員) 法教育シンポジウムの後、法教育に対する取組が広がったなどという手ごたえは感じられるか。

(武藤弁護士) 法教育推進プロジェクトに参加している学校はともかく、参加していない学校への広がりはまだ十分ではないというのが現状であり、法教育の取組を広げるための有効な手立てが見つかっていないというのが正直なところである。

実際の法廷に入ってみる、裁判官と直接話をするということは子供達にとって非常にインパクトが大きく貴重な体験だと思うので、裁判所見学ツアーのような取組は今後もぜひ続けていっていただきたい。裁判所からの説明の中で、小学生は裁判所や裁判に対する関心が高く、熱心であるという説明があったが、私の経験からしても、小学生は自分の考えを臆せずに述べてくれる。裁判所が小学生を対象にしているのは良いことだと思った。

(C委員) 関心を持った人に法教育の現場を見てもらい、すごいなあと思って帰ってもらう、これは非常に意味のあることではあるが、法教育に関心を持っていない人は来ないので、そのような方に興味を持ってもらうには、

こちらから出かけていくということが重要になる。例えば法教育の現場を見聞きしてきた社会科の先生から伝え聞いたとしてもインパクトがない。やはり、現場で直接見たり聞いたりして、関心を持ってもらわないと浸透していかないと思う。

(D委員) 小学生を対象にすることにも意義はあるが、中学生を法教育の対象にすることも考えられるのではないか。

(E委員) 検察庁としても法教育は検察広報の一環として行っており、小、中、高校生を対象に移動教室、出前教室を実施している。また、夏休みには教員研修を実施して、裁判員制度を含む法教育に関する研修を実施している。法教育の取組をもっと広げるためには文部科学省がもっと制度的に取り組むことが必要だと思う。

(F委員) 法教育の取組を広げていくためには、コミュニティスクールなどを利用することも有効だと思う。防災、防犯などといった地域的な取組は、法教育という言葉自体を使っていなくても、法教育の実践の場であると感じている。

(G委員) 日々相談を受けている中で感じることは、自分の考えが通らないことについて、こうあるべきだと自分の考えを押し通そうとする人が多くなっているということである。そういう人にとっては、多くの人の中で折り合いを付けて生きていくために知っておくべき共有のルールを学ぶ機会が必要だと思う。生活相談センターにおいても消費生活に関する講座を開催しているので、私たち相談員も弁護士会や裁判所から法教育を受け、その結果を、自分の講座の中に取り入れていけたらよいと考える。

(H委員) 価値観の違う者同士のトラブルを法律という物差しで解決することは非常に難しいが、お互いの人間性を尊重しながらトラブルを解決するためにも、法教育は必要ではないかと感じた。

(I委員) 人が社会の中で生きていくための力を身に付け、それを養っていくと

いう法教育の目的を達成するために、実際何ができるかということは非常に難しい問題であるが、裁判所を見学したり、裁判官や弁護士、検察官と触れあい、その人柄を知ることにより、まずは裁判所を身近に感じてもらわなければならないと思う。そういう意味で見学ツアーは一つの成果であると言える。

(J委員) 模擬裁判だけでなく、法教育の現場取材する機会をもっと与えていただきたい。また、「法教育」という言葉は一般の人にとって難しいので、使う場面に応じてもう少し柔らかい言葉を使うとよいのではないかなと思う。

(K委員) 裁判所の見学や法廷傍聴数が増加したというのは取組の一つの成果ではないかなと思う。また、ウェブサイトは法教育に興味を持っている人に対しては非常に有効なツールなので、多くの人に見てもらわなければならない工夫が必要である。

(L委員) 模擬裁判で経験したことは一生忘れないと思うので、誰もが一生に一度は体験できるようにしたらよいと思うし、裁判所のこのような取組をもっとアピールしたらよいのではないかなと思う。

(M委員) 生の裁判を傍聴するというのは貴重な体験だと思うが、傍聴だけではなく、実際の法律的な物の考え方を身に付けることができるように、傍聴の後で裁判官、検察官、弁護士と質疑応答をする時間を設けるとよいのではないかな。また、教育をする側である教師に対して新しい提案をしていったらよいのではないかなと思う。

(N委員) 「法教育」というテーマではなかなか人が集まらない。他のテーマでディベートを行い、自分の意見を持ち、他人の意見を理解することを学ぶ中で、法教育の目的を達成するというやり方もあるのではないかなと思う。

(O委員) 人間関係をスムーズにするために、子供達にディベートをさせること

で、一つの答えだけじゃないんだという考え方をもっと浸透させていかないといけない。

(P委員) 校則やホームルームの運営に関しても、法教育を意識して実践できることがあるのではないか。

(Q委員) 法教育を広めるためには教育委員会に中心的役割を果たしてもらう必要があると思う。教育委員会が参加している消費者教育のために設置された消費者教育推進地域協議会など、既存の協議会を法教育のために活用してもよいのではないかと思う。

(C委員) 教育委員会では夏休みに現職教員が参加する全体会を行うが、そのような何百人もの教員が集まる機会を利用して、法教育の実践的な取組ができるとすそ野が広がるのではないか。

(R委員) 法教育そのものの話からは離れるが、裁判員経験者が、「自分一人ではなくて、社会の中でいろいろなルールを守りながら、会社の人、他の地域社会の人と関わり合いながら、自分が生きているということを感じた」という感想を述べていたのが印象に残っている。その裁判員は、裁判員裁判経験後、社会の中の自分という存在を考えるようになり、町に落ちているゴミを拾うようになったと聞いている。法教育そのものとは違うが、法教育の目的は、そういうところにも繋がっているのかなと思った。全ての方に裁判員を経験してもらうということは到底できないが、法廷傍聴の後に質疑応答の時間を設けたり、夏休み見学ツアーを開催するなど、双方向のコミュニケーションを取ることで、そもそもなぜ裁判という制度があるんだろう、社会のルールとは何かといったことまで考えてもらえる機会になれば、裁判所として大きな役割を果たすことができるのではないかと思っている。

(武藤弁護士) 本日は貴重な意見をいただいた。今後も、それぞれの立場から、我々法律家に対して要望を寄せていただきたい。

(B委員) 法教育は、即座に実践できることではないし、その成果が即座に出るものでもないので、裁判所における法教育の取組も、10年後、さらにはその先を見据えて、まずは出来ることからやっていきたいと思う。

以 上